



厚生労働省福島労働局発表
平成 23 年 5 月 9 日

※地震関連第 7 4 報

担
当

福島労働局職業安定部職業安定課
課 長 馬場 一郎
課 長 補 佐 室井 正広
電 話 024-529-5152

東日本大震災に係る雇用保険失業給付の 特例措置について（お知らせ）

雇用保険の失業給付には、事業主から解雇された方等が基本手当の支給終了日までに再就職ができなかった場合には、個別延長給付（原則 60 日）を受給できる制度がありますが、この度の東日本大震災により離職（休業、一時離職を含む）を余儀なくされた方が、受給中の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就職（休業・一時離職前の事業所への再就業を含む）が困難な場合には、個別延長給付（特例延長給付）として、原則「60 日」に加え、更に「60 日」分の給付日数が延長されることになりました。

（例）所定給付日数が 180 日の場合は、最長 300 日まで受給が可能となります。

なお、個別延長給付に該当する場合は一定の要件が必要であり、また、基本手当の所定給付日数によっては延長される日数が異なりますので、詳細についてはハローワークにお尋ねください。

東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の給付日数の延長

～特別措置法における個別延長給付の特例措置～

特定被災区域(注)の事業所に雇用されていた方であって、東日本大震災によりやむを得ず離職(休業、一時離職)された方について、現在、受給中の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就職(休業、一時離職前の事業所への再就業)が困難な場合には、個別延長給付(特例延長給付)として、原則「60日」に加えて、さらに「60日」分延長されます。

(注) 原則、災害救助法の適用地域(東京都を除く。)と同様の地域となります。

特例延長給付の内容

<支給対象者>

- ① 激甚災害法の雇用保険の特例措置(休業中の方への給付)を受けている方
- ② 災害救助法の適用区域に係る雇用保険の特例措置(一時離職の方への給付)を受けている方
- ③ ①及び②以外の本震災の被害を受けたため離職された方

<延長される日数>

原則「60日」に加えて、さらに「60日」分延長されます。

詳しくは、最寄りの労働局又はハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)